




【事例】 河川敷除草・地域交流促進のためのアドプト・リバー制度を活用した羊の放牧

<p>社会資本の概要</p>	<p>【所在地】 大阪府和泉市 【社会資本の種類】 河川 【社会資本の名称】 松尾川河川敷 【事業主体】 大阪府</p>
<p>配慮の概要</p>	<p>除草作業と河川敷に親しみをもってもらうことを目的に、河川清掃美化活動のボランティア制度であるアドプト・リバー制度を運用しつつ、羊を放牧して河川敷の除草を行っている。 【実施開始時期】 2002年</p>
<p>位置図</p>	
<p>施設の状況写真</p>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-end;">  <p data-bbox="1086 1547 1398 1608">松尾川の河川敷に放たれた羊。</p>  <p data-bbox="1086 1951 1398 2011">羊を通じての地域住民同士の交流。</p> </div>

<p>観光との関わり</p>	<p>大阪府和泉市内の松尾川河川敷では、アドプト・リバー制度により羊を利用した河川敷清掃が行われている。羊を利用することにより除草コスト削減という当初の目的を達成できたばかりでなく、景観の美化、地域交流の活性化などの効果が発生し河川敷の利用可能性が拡張された結果、地域外からも人の集まるイベントの場となっている。</p> <p>○不法投棄の激減による河川の美化 河川敷で羊を飼うことにより、これまでに多発していた橋からのゴミの不法投棄が激減し、河川の美しい景観を取り戻すことになった。</p> <p>○地域住民の交流促進による地域の活性化 子供たちが河川公園に羊を見に来るようになり、羊の世話をしている高齢世代と、子供やその親の若い世代との交流がさかんになった。また、松尾川付近の古くからの住民と新興住宅に住む新しい住民との間に町民としての一体感が生まれ、町内会が活性化し子供会の入会も倍増している。このような一体感の中、イベントも発生しやすい環境となっている。</p> <p>○イベント効果 毎年5月に行われている羊の毛刈りが自然にイベント化し、市外からも人が訪れている。また、町内会若手によるホテル復活活動が近くのせせらぎで行われホテル祭りが開催されるなど、河川敷がイベントの場として認識されるようになった。</p>
<p>配慮事項</p>	<p>○羊による河川敷除草の経緯 2002年、大阪府では河川敷の除草費削減を検討する中で、羊による除草の案がでた。府内の牛滝川での試験施工により羊による除草効果が十分に高いことを確認し、条件の良い実施場所と維持管理を委託できるボランティアを探していたところ、アドプト・リバー制度に登録していた松尾川付近の内田町自治会が制度趣旨に賛同し、羊の維持管理を行うことになった。その後、現在まで同自治体による安定した管理が継続しており、他の団体や自治体による視察が相次いでいる。</p> <p>○羊による河川敷除草実施の枠組み 羊による河川敷除草実施は以下の枠組みによって行われている。 ①羊・備品は大阪府の所有である。 ②羊の世話や小屋の清掃など日常の維持管理活動は、アドプト・リバー制度に登録している地域ボランティア(内田町自治会)が行う。 ③維持費用は、年2回の羊の健康診断費や羊の病気治療費を府が負担し、冬期の草不足による干し草の補充費は内田町自治会が負担する。</p>
<p>その他の工夫</p>	<p>○羊による河川敷除草の導入時における配慮 羊は既に府内の大泉緑地公園でも飼育されており、また、獣医師の助言によると羊は気性が穏やかで飼育がしやすい動物であるということであったため、除草をする動物として選択された。また、河川敷への導入にあたり、河川敷での飼育経験がなかったため試験導入を実施した。この結果、糞尿や臭いなどの付近住民への影響の程度が明らかになり、適切な実施場所を選定することができた。</p> <p>○羊による河川敷除草を維持・継続していくための配慮 当該仕組みは、アドプト・リバー制度というボランティア制度がベースであり、自治体が積極性と主体性をもってこの取り組みにのぞんでいるため、府は羊の健康管理面などのサポートに徹し、その他の特別な支援は行っていない。ただし、この仕組みを支える要は羊の維持管理であり、これを継続するには管理する自治体の並々ならぬモチベーションが必要である。 そこで府は「手づくり郷土賞」に応募するなどして制度を広くPRし、その受賞(2007年度)や反響を自治体活動の日々の励みにしてもらえよう配慮している。</p>
<p>連絡先</p>	<p>大阪府鳳土木事務所 維持管理課 TEL:072-273-0123 http://www.pref.osaka.jp/otori/</p>